

令和7年 第6回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和7年3月24日

品川区教育委員会

令和7年第6回教育委員会臨時会

日 時 令和7年3月24日(火) 開会：午後1時  
閉会：午後2時57分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき  
教育長職務代理者 吉村 潔  
委 員 濱松 誠

欠席委員 委 員 稲垣 百合恵  
委 員 吉原 幸子

出席理事者 教 育 次 長 米田 博  
庶 務 課 長 船木 秀樹  
学 務 課 長 柏木 通  
指 導 課 長 中谷 愛  
教育総合支援センター長 丸谷 大輔  
特別支援教育担当課長 唐澤 好彦  
品川図書館長 河内 崇  
学校施設担当課長 荒木 孝太  
統括指導主事 齊藤 隆光  
統括指導主事 升屋 友和

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝  
書 記 田島 希望  
書 記 宗方 碧

傍聴人数 1人

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を  
非公開とした。

## 次第

- 第15号議案 品川区教育振興基本計画「品川区教育ビジョン」の決定について
- 第16号議案 品川区職員障害者活躍推進計画（令和7年度～令和11年度）の決定について
- 第17号議案 教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用について
- 第18号議案 品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 第19号議案 品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第20号議案 品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第21号議案 学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第22号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 第23号議案 幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）
- 報告事項1 令和6年度教育委員会行政視察について
- 報告事項2 令和6年度教育次長賞の受賞者について
- 報告事項3 事務局職員の任免等について（休職）
- 報告事項4 教職員の任免等について（異動）
- 報告事項5 教職員の任免等について（休職）
- 報告事項6 区立学校におけるいじめの重大事態の発生について
- 報告事項7 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について
- 報告事項8 子ども読書の日フェアについて
- その他 令和7年4月の行事予定について

令和7年第6回教育委員会臨時会

令和7年3月24日

【教育長】 ただいまから、令和7年第6回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員には、吉村教育長職務代理者、濱松委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせします。

なお、稲垣委員、吉原委員より、本日の委員会に欠席の旨、連絡がありましたことをお知らせいたします。

初めに、会議の持ち方についてですが、日程第1、第17号議案、教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用について、日程第1、第23号議案、幼稚園教育職員の任免等について（産育代替・任用）、日程第2、報告事項3、事務局職員の任免等について（休職）、日程第2、報告事項4、教職員の任免等について（異動）、日程第2、報告事項5、教職員の任免等について（休職）、これらの案件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議といたしますが、御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議いたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、第15号議案、品川区教育振興基本計画「品川区教育ビジョン」の決定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、第15号議案、品川区教育振興基本計画「品川区教育ビジョン」の決定について、御説明を申し上げます。

資料1の2枚目をお願いいたします。電子は3ページ目でございます。

資料の項番1、計画の概要でございますが、本計画は、教育基本法の理念を実現し、教育振興施策の総合的・計画的な推進を図ることを目的とし、地方公共団体は努力義務として策定する行政計画でございます。

区では、これまで推進してまいりました教育改革「プラン21」や「品川教育ルネサンス」により構築した土台を用いながら、教育を取り巻く最近の動向を踏まえ、新たなビジョンの下に取り組む教育施策の方針及び目指す姿を総合的・体系的に示すグランドデザインとして、本品川区教育振興基本計画「品川区教育ビジョン」を策定するものでございます。計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とするものでございます。

項番の2、計画策定の経過でございますが、これまで計5回、策定委員会を開催し、委員会の中で多数の御意見を頂く中、審議、検討を重ね、パブリックコメントや子供たちへの意見聴取の内容を踏まえ、最終的に本案の内容で策定委員会の承認をいただいたところでございます。

計画につきましても、別添、お付けしておりますが、恐れ入ります、本編の計画案の26ページ、27ページの見開きをお願いいたします。

【教育長】 すみません、その前に私から説明を。

【庶務課長】 この部分に関しましては、教育長より御説明がございますので、よろしくお願いたします。

【教育長】 内容については、後ほどまた改めて庶務課長から説明をしてもらうこととしまして、この計画の策定につきまして、私から、経緯と、これに込めた思いというか、考え方についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、本品川区教育振興基本計画は、教育基本法において策定が努力義務とされているものなのですが、品川区ではこれまで策定をしておりませんでした。東京都では、令和6年に法定前からのものもカウントして第5次の計画を策定していて、参考までに23区では、今年の初めの時点で、品川区を含めて3区が未策定であったと認識しています。

品川区では「プラン21」、「品川教育ルネサンス」という形で、教育の方向性や取組内容を打ち出しつつ改革を進めてきたのですが、このたび、品川区の教育の方向性や目指す姿を共有できるものとして、また、教育の不易を大事にしつつ、新たな現在の課題と不確実な未来に向かって取組を進めるべく計画を策定することとしたものです。

最初に、この計画に込めた私の考え方というか、思いを御説明したいと思っております。

就任の挨拶でもしたのですがけれども、公務員として私が子育て支援や福祉や地域振興に関わってきた中で、一人一人がよりよく生きることのできる共生社会というものの実現は、国や自治体など行政に課せられた使命であると考えています。

なお、ここで言う共生社会は、障害者だけに関わるものでなく、全ての人がお互いの人権、幸せに暮らしていくための権利や尊厳、その人の人格を尊いものとして認めて、敬うことを大切にして、支え合い、誰もが生き生きとした人生を生きることのできる社会です。その社会を構成する全ての機関や個人がそれを理解し、実現を目指すことをどのように進めるべきかを考えてきました。

次に、ウェルビーイングという言葉もこの計画の中に出てきます。同じく、今までの行政に関わる中で、一人一人がよりよく生きるという意味でのウェルビーイングを念頭に置いて、人と人とのつながりを大切してきました。この、一人一人がよりよく生きる社会をつくってきたいという、こういう思いは私の仕事の基軸になっています。

教育に関わることとなり、OECDの教育2030のプロジェクトや、国の計画、また、教育のウェルビーイングということについての幾つかの資料や本を読む中で、自分の考えを深めつつあるところではあります。

今回のこの計画の策定に当たって、現在の社会情勢や子供たちの姿を踏まえて、また、これからの不確実性を増すという未来を鑑み、品川区の教育の目指す姿を、幸せを得ることだけではないウェルビーイングという言葉も、計画のビジョンとさせていただいたところではあります。

御存じのとおり、教育とは、教育とはということと大げさなのですが、教育は未来に向けて個人が持っている個性や能力を引き出して、それを伸ばして発展させ、一人一人がよりよく生きることができるよう育てていく営みであり、かつ、教育は必然的に人間を社会化して、文化や価値を伝達していくこと、人間は他者との関わり合いの中で生きていくことですので、それが求められています。混迷する社会の中で、また、人生100年時代で主体的に学び続けることが必要な社会の中で、多様な価値観のある人たちと共存しながら、人

生のかじ取りをしていく力が重要と考えます。

一方、子供たちの現状を見ると非常に多様化をしており、国の資料ではありますけれども、小学校35人学級で、学習面または行動面で著しい困難を示す子供が3.6人、日本語を家であまり話さない子供が1人、不登校傾向にある子供が4.1人など、子供たちそれぞれに特性があることから、一人一人違うという認識に立って、多様な個性や特性、背景を包摂する教育を進めていきたいと考えております。そのような中で、この計画を皆さんに委員会で検討していただき、品川区教育ビジョンとしてまとめて、2030年までのグランドデザインとして描いたものです。

内容については、庶務課長から説明をしていただきますけれども、OECDの学びの羅針盤を参考として、品川区の「私たちが望む品川の未来（ビジョン）子どもたちの笑顔でつながる共生社会～みんなのウェルビーイングを目指して～」という絵を描き、学びの羅針盤2030といたしました。これは、子供一人一人が自ら目標を決めて学び、責任を持って行動する力、エージェンシーを発揮していくことを、コンパス、羅針盤を操作して大海原をウェルビーイングに向けて進んでいく姿を描いたものです。

内容については、これから庶務課長より説明をしていただきます。この計画をつくった経緯、また、計画をつくるに当たって込めた思いを御説明させていただきます。

続いて庶務課長からお願いします。

**【庶務課長】** それでは、ただいま教育長からお話がございましたように、区では今後の目指すべき姿を踏まえまして、計画の策定を進めてまいりました。繰り返しになりますが、恐れ入りますが、計画案の26ページ、27ページの見開き、電子で34ページ、35ページをよろしくお願いたします。

国や都の計画等で示されている内容であるとか、時代背景を鑑みて、本計画の策定を進めてまいりましたが、本計画案の中に、経済協力開発機構が示したラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030を基に作成をした、品川区版学びの羅針盤2030を示し、本計画のビジョンにつきましては、「子どもたちの笑顔でつながる共生社会～みんなのウェルビーイングを目指して～」としております。

児童と生徒といった子供たちに必要とされる能力を引き出し、品川区の学校教育の学びを通じて、地域の協力を得ながら、教育委員会と学校が一体となり、笑顔でつながる共生社会を目指してまいりたいと考えております。

具体的には、次期学校教育要領の改訂、こういった動きをにらみつつ、区独自教科である市民科の再構築や、様々な教育環境の整備など、教育施策のさらなる充実を図り、子供たちが主体的になって、周囲の方々とともに協力しながら、社会全体をよりよくするために学んでいくことができるよう取組を推進してまいります。

なお、本計画の概要版を作成してございます。こちらの概要版には、品川区の教育ビジョンをはじめとし、品川区版学びの羅針盤、本計画の施策体系、そして、計画の概要をコンパクトに分かりやすくまとめ上げ、区の教育が目指す姿を示すものとしております。

資料に戻りまして、項番の5でございますが、今後の予定でございます。令和7年4月15日に区議会文教委員会において報告をした後に、区の広報誌・ホームページ等を通じまして区民へ公表をする予定でございます。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。

御質疑をお願いいたします。濱松委員。マイクをお願いします。

【濱松委員】 ありがとうございました。

この冊子のところを改めて見させてもらって、教育振興基本計画がありますと、教育目標、基本方針は相互連携ですと、4ページに教育大綱がありますと。これはよく民間でもあると思うんですけども、たくさんいろいろなものがあると、結果的にどこを見ればいいんだということがあると思うんですが、1つにすることはできないのでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 まず、計画の4ページ目に本計画と、そのほかの、例えば教育大綱であるとか、区の教育目標、基本方針との関係性を示しておりますが、第一義的には、品川区の教育大綱、これは区全体の基本構想であるとか、それから長期基本計画などによりまして、基本的に10年間定めていく、区の教育の全体の動きを示していく、よりどころになるものでございます。これに基づきまして、途中で内容が変更する可能性もありますが、基本的にはこの10年間は教育大綱に基づいて、忠実にその内容を実行していくという形がベースにございます。

こうした中、教育委員会としましては、品川区の教育目標であったり、基本方針を定め、今回の教育振興基本計画につきましては、これまで様々な取組進めてまいった部分に関して、計画として体系的に示すものはございませんでしたので、こういったものをしっかりと体系化し、今後目指すべき姿を示し、そして、それをよりどころにして、今後、様々な教育施策を推進していく羅針盤として、教育ビジョンを作成したことは大変大きな意義があると考えております。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございました。

たくさんあり過ぎて何を見たらいいのかということ、できるだけなくすようにしてください。

あと、すみません、まだありまして、私もOECDの羅針盤を改めて調べています。それを参考にしたというところだったと思うんですが、OECDのラーニング・コンパス2030は、すみません、間違っていたら指摘してほしいんですが、大体2019年から2020年に、こうやっていこうという発表がされたと認識、理解はしています。ただ、これは品川区だけではなくて、試みは評価もしますし、なんですが、もう5年たって、今は2025年です。なので、もうちょっと早く動かないと、2030年となると、もうあと5年の話ですよ。なので、この取組を入れようというところは大事なんですけど、もっと早く、少なくとも翌年とかにしないと、スピード感が、あるいは見ていくものも、テクノロジーなんか特に進化していますから、変わっていくと思うんですけど、その辺りはもう少し早くすることはできないのでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 ただいまの委員の御指摘の部分を踏まえて進めていければと考えておりますが、1つにはOECDのラーニング・コンパスという考え方の中に、子供たちの見通し、行動、振り返り、こういったAARサイクルから成り立つという考え方がございませ

て、これは既に区独自教科の市民科の中でも、実際にはそのようなスキームで構築している中で、このラーニング・コンパスの考え方にまさに当てはまるものでございます。既に区の教育の中で取り入れられているものもございますし、また、ほかの部分についても、その考え方を基に、子供たちが健やかに未来に向かって学んでいけるような方法を、まさに委員の御指摘を取り入れた形で、教育施策の推進を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 もちろん否定はしませんし、羅針盤ということで、旅路にはコンパスが必要ですから、なので、それは大事なんですけど、もう少し、できるだけ、もう既にやっておられる部分もあるのであればなおさら、翌年とか1年後、2年後にはスピード感を持ってできると思いますので、それはぜひやってもらいたいと思います。

もう一個だけ、すみません。これで最後なんですけれど、OECDのところでもまた調べたんですけど、これは結局、成果をどうやってみるのかということがあって、これはあくまでも羅針盤、コンパスですから、成果ではなくて、これをコンパスとして、羅針盤として旅路を歩んでいくんだとなるんですけど、評価もしないと、結局これを持って歩いていった、走っていった、航海に出たはいいけれど、意味がなかったじゃんとか、崖に落ちてしまったじゃんかなと思うので、何かその辺りの評価の方法、あるいはその試み、トライを、どう教育委員会事務局として考えているのか教えてください。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 本計画の推進に当たりましては、計画の第4章に示しております進行管理により、この計画が今後、品川区の教育が目指していく姿に対し、具体的な教育施策に結びついているかということにつきましては、過日教育委員会においても、法に基づく事務事業評価もございましたし、そういった一つ一つの事業評価、それから見直しの中で、しっかりとこういったビジョンに基づいて計画が動いているのかということ、しっかりと立案して、実施して、評価して、改善していくというPDCAサイクルにおいて、この計画がしっかりと着実に進んでいるかどうか検証を図っていきたいと考えております。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 この件、最後です。ありがとうございます。

まさに学習評価が非常に重要になっていて、なので、私の提案としては、結構この確認と、この冊子等に使う予算もある程度かかっていると思いますから、我々がやらないといけないのは、教育委員会を含めて、学事評価で、しっかりとその評価をどう見ていくか。それが駄目だからどうかではなくて、その評価をどう品川区として、まさに正解のないところの評価をどうしていくかというのを、しっかりとそこを議論するというをやっていかないと、これは結局また意味がないのではないかと、またB案が出た、C案が出た、Dコンパスが出たとなってしまうので、そこはぜひ一緒にやっていければと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。ほかにもございますか。

吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。時間をかけていいものができたのかなと思っているんですけど、1つだけ質問です。

先ほど、4月以降に広く示していくという話でしたけれども、この概要版なんかは、例えば学校に何部とかという配布の仕方なんでしょうか。それとも教職員一人一人、1部ずつという配り方なのか、そこを教えていただきたいです。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 冊子の形式においての御用意は限られた部数といたしますか、若干概要版のほうを多く刷っている状況でございますが、もちろん電子のデータもございますので、この辺りは幅広く、もちろん各学校、それから地域、保護者の関係、区民の方に広く知っていただきたい。品川区が今後動いていく教育の姿を知っていただきたいというところは、広く周知を図ってまいりたいと考えております。

ただ、教員一人一人に冊子が行き渡るほどの部数は持ち合わせがございませんので、電子データ等によって、しっかりと周知を進めていければと、このように考えております。

以上です。

【教育長】 補足ですけれども、いいですか。

私自身は、教員一人一人に紙ベースで配ってほしいと思っています。印刷物でもいいので、教員がこれを理解しないと、やはり現場が一番大事ですので、どうやって進めていただくかというのは、きちんと何に基づいてこういうことをするのだということをちゃんと分かった上で授業改善や学校運営をやってほしいと思いますので、確かにこれは冊数が限られるので無理だと思うのです。紙ベースで、何らかの形で配布していきたいと思っています。

【吉村教育長職務代理者】 今、同じことを私もお話ししようと思っていたんです。実際に子どもの前に立つのは教職員なので、教職員がこのことを背景も含めてちゃんと理解し、今日、教育長がなぜこういうものになったのかという背景をお話しされましたけれど、そこも含めて、教職員が分かっていないと、多分これは絵に描いた餅になってしまうので、私も印刷でいいと思うんですよね。電子で見ると言っても、見る先生もいると思うんですけど、忙しくて見ないということもあるので、特に年度当初に、今言った背景とかを校長会にも説明をして、それを各校長先生に学校で教職員に説明してくださいと説明していただくと同時に、今年度は教育課程は間に合わなかったですけど、少なくとも教育課程を学校がつくるときに、この施策体系が意識されて教育計画が立てられるはずだし、それから、教育委員会事務局が考える研修も、この施策体系に基づいて研修が計画されていかないと、なかなか浸透していくということにおいては難しいと思うんです。

せっかく時間をかけて作ったものなので、これが5年間、2030年というのはあつという間だと思うんです。今はもう1年1年どんどん変わっていきますので、急ぎ、まず4月から、これをきちんと学校に示していくことが大事になると思いますので、その点をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

令和7年度の教育課程を編成するに当たって、これの素案を配布しています。まだ素案の段階ではあったのですけれども、なので、一定反映はされているというふうに理解はし

ています。

それと、今、吉村教育長職務代理者が指摘されたように、計画はつくった時点でもう古くなるというのは、どの計画でも言われていることですので、これに基づいてきちんと進める上で、また出てきた新たな課題にはきちんと対応していきたいと、そのように考えています。

事務局からありますか。教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 各学校には素案の段階で資料をお渡ししております。教育課程を組むに際して、概要版の6ページ、7ページに、3つの柱と12の方針が示されていますが、この項目に沿った形で教育課程届の項目も整理し直しまして、各校が記載をしているという段階になっていますので、令和7年度からしっかりこの教育ビジョンに沿った教育活動を実践することができるようになっております。

以上でございます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 ただいま御指摘のございましたように、しっかりと教育現場の教員の先生方に紙で周知を図るとともに、教育委員会と学校が目指すべき方向を1つにして進んでいけるように、しっかりと周知、そして理解を深めるための研修であるとか、そういったところの必要性も踏まえながら、進めていければと考えております。

以上です。

【教育長】 ほかにありますでしょうか。

では、品川区教育振興基本計画「品川区教育ビジョン」の決定について採決をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第15号議案、品川区教育振興基本計画「品川区教育ビジョン」の決定について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第16号議案、品川区職員障害者活躍推進計画（令和7年度から令和11年度）の決定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、続きまして、第16号議案、品川区職員障害者活躍推進計画（令和7年度～令和11年度）の決定について、御説明を申し上げます。

資料の2をお願いいたします。電子では86ページでございます。

本計画につきましては、令和元年の6月に、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正によりまして、地方公共団体は、国が策定する障害者雇用対策基本方針に基づき、障害者活躍推進計画を策定し、実施しなければならないとされているものでございます。

品川区では、令和2年4月に品川区職員障害者活躍推進計画、こちらは令和2年度から令和6年度までのものでございますが、これを作成し、誰もが働きやすく活躍できる職場づくりのための取組を進めており、計画の策定に当たりましては、品川区に勤務する全職員に対する取組であることから、教育委員会を含む各任命権者の連名により作成した計画

となっておりますので、議案としてお諮りするものでございます。

現在、区の障害者雇用率は2.35%で、国及び地方公共団体に係る法定雇用率2.8%を下回っている状況であり、障害者雇用の受入体制の整備であるとか、拡大等につきまして、全庁で取り組む必要があることから、現行の計画の内容をさらに充実させ、さらなる障害者活躍推進に向けた取組を進めていく内容となっております。

具体的には、職員のエンゲージメント、こちらは職員の帰属意識であったり貢献意欲ということでございますが、こちらに関するデータの収集であるとか、課題等の分析、また、目標の設定など、雇用定着率の向上に向けた目標の追加、そして具体的な取組としましては、支援員による職場巡回や相談対応等による定着への支援、また、職場全体で障害のある職員が活躍できる環境整備を進めることができるよう、障害者雇用の理念であるとか、障害別に見た特徴、雇用上の配慮、こうしたことに関する全庁的な手引を共有することによって、取組を進めている内容となっております。

区では、主に区長部局の人事所管課において障害者雇用の推進を図っていくものではございますが、教育委員会におきましても、会計年度任用職員を採用しておりますので、本計画の理念や取組への考え方を踏まえ、計画の改定に当たりまして、教育委員会の連名によるものとして御承認をいただきたく存じます。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。御質疑をお願いします。  
よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、品川区職員障害者活躍推進計画（令和7年度～令和11年度）の決定について採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第16号議案、品川区職員障害者活躍推進計画（令和7年度～令和11年度）の決定について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することといたしました。

次に、日程第1、第18号議案、品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 続きまして、第18号議案、品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について、御説明を申し上げます。

資料4をお願いいたします。電子は154ページでございます。

本規則の改正理由でございますが、刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止されまして、これらに代わり拘禁刑が創設させることに伴い、規則を整備するものでございます。

具体的には、本規則の第4条に、非常勤職員の欠格条項としまして、「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けることがなくなるまでの者」としている規定を、「拘禁刑以上の刑に処せられ」ということに改正をするものでございます。

施行期日は令和7年6月1日でございます。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

では、品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について採決したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第18号議案、品川区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第19号議案、品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 続きまして、第19号議案、品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、御説明を申し上げます。

資料5をお願いいたします。電子は157ページです。

本規則内におきまして、第2条では事務局の分課と、第8条では各課及び係の分掌事務、第9条では担当課長の設置等を規定してございます。このことにつきまして、令和7年度の組織体制の変更に応じ、関係規定を改正するものでございます。

新旧対照表をおつけしてございますが、具体的には、第2条につきましては、学務課の学事制度担当（主査）を削りまして、教育総合支援センターに新設される組織、教育施策推進担当（主査）制を加えるものでございます。

また、第8条につきましては、同じく学務課の学事制度担当（主査）を削るとともに、教育総合支援センターの不登校・相談担当（主査）制の業務、「適応指導教室に関する事」の部分「教育支援センターに関する事」と国の表現に改め、また、指導主事のほうに教育施策推進担当（主査）制を加え、業務内容といたしまして、「教育課程、教育内容および指導方法などの全体的な見直しに関する事」、そして「市民科の再構築・計画・実施に関する事」を加えるものでございます。

最後、第9条では、担当課長に教育施策推進担当を加え、それぞれ担当事務として、「教育課程、教育内容および指導方法などの全体的な見直しに係る総合調整に関する事」、そして、市民科に係る総合調整に関する事を加えるものでございます。

本規則は令和7年4月1日から施行いたします。

説明は以上です。

【教育長】 一覧としましては、23ページの組織改正を御覧いただきますと分かりやすいかと思えます。

説明が終わりました。質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

もう言わずもがなで、探求、キャリア教育、そのほか、市民課イズ全てと言っても過言

ではない目玉施策なので、教育長のリーダーシップの下、この組織、トップがいるのが、幾つかの重要な役割が人事ですから、そこを決断されたのはすばらしいと思いますから、そこを人事がこうなって、いかにこれを形にしていくかというのは鍵だと本当に思いますから、先ほどの羅針盤もそうですけれど、我々品川区としてやっていくんだという現れだろうなと思いますので、繰り返しなりますが、ワンチームでやっていければと思いますので、よろしくをお願いします。

【教育長】 ありがとうございます。

このたび、教育施策推進担当課長を置き、主査を置けたというのは非常に力強い改革ができることだと考えています。組織を整えましたので、内容をきちんと進めていきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

ほかに御意見はございますか。よろしいですか。

では、品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第19号議案、品川区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することといたします。

次に、日程第1、第20号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、第20号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をいたします。

それでは、資料6を御覧ください。

1、改正理由でございます。国の刑法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本施行規則の改正が必要となったためでございます。

2、改正内容でございますが、第7条中の「、懲役、禁錮(こ)」を「、拘禁刑」に改めるものとなります。

別紙に新旧対照表でお示ししてございますので、御確認いただければと思います。

最後に、施行日でございます。本規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日に合わせまして、令和7年6月1日から施行するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

では、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について採決したいと思います。御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第20号議案、品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第1、第21号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、日程第1、第22号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、これらの議案は一括して説明をお願いし、質疑の後、それぞれ採決をしていきたいと思っております。

では、説明をお願いします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、第21号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、第22号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、御説明申し上げます。

資料7と8を御覧いただければと存じます。

学校教育職員及び幼稚園教育職員に係る勤勉手当の支給月数につきましては、令和6年の特別区人事委員会の勧告に基づきまして、令和6年11月末に、12月期支給分において引上げ分の全てが反映されるよう、既に改正を行ったところでございます。このたび、勤勉手当の支給月数を、令和7年度以降においては、6月期と12月期支給における引上げ分が均等となるよう、ならず改正を行うものでございます。

1枚目は再任用以外の職員として、一般職員と管理職職員に分けてお示しをしております。2枚目になりますが、再任用職員の一般職員と管理職員についてのものとなっております。いずれも今回の改正では、年間のトータルでの支給月数の変更はございません。

施行期日は令和7年4月1日としております。

なお、規則の新旧対照表については、それ以降に御参考としてお示しさせていただいております。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。御質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

2つあります。

1つは、国が決めたり都が決めたりというのはあるものの、もっともらってほしいなと思います。教育委員会の一人が言ってどうなんねんというところですが、言い続けます。

もう一つは、となったときに、恐らく皆さん、私は民間の出身ですから、お金ちやうねん、やりがいやねんと、こういう声があるのが1点目。もう一つは、やはり本質な議論をしないといけないと思うのが、特にトップのリーダーシップで、年功序列、終身雇用的なものを我々がどう見ていくかということが必要だと思っております。それは、都の職員の話と、区の雇用教員の話と、そんな簡単じゃないというのは分かっているんです。そんな簡単ではないことに挑戦していかないと、この国はどんどん沈んでいってしまうので。

となると、財源がないんだから、上げろと言っても上げられないじゃんとか、例えば保護者とか、分からないですけど、第三者機関からして、あの人には1.2倍、1.5倍の給料は無理だとしても、頑張って成果が出た人だったら、どんどん上げてあげようではないかと。その後の幾つかのS評価とか、A評価とか、B評価とかありましたけれど、私は民間出身でよくありがちなのは、なだらかなものになって、あまり厳しいというか、クリティカルな評価ができていないということになりがちなので、そこをどう見るのか、どう考えるのか、そしてどう変えていくのかということをやらないと、今までは、特に教職員プロパーの方がずっとやっていて、それでよかったかもしれない。けれども、人が足りないというのはもう事実であって、民間の人たちに入ってきてもらうとなったときに、いや、金じゃないんですよ、やりがいなんですというのは通じない世界がある。となったときに、お金を上げてくださいというような考え方だけで上がらないよねという話で、では評価をどうするかとなったときの、その評価のシステムであったり、あるいは年功序列という慣習だったり、感情的なものだったりというのはあると思うんですけど、何かその辺り、ざっくりとした質問で恐縮ですけど、その課題感とか、あるいは方向性とか、これは正解がないと思うんですけど、ちょっとお聞きしたいです。

以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 まず、こちらについては、特別区人事委員会の勧告に基づいて行っているものなので、こちらの判断で上げたりとか下げたりとかというものではないということだけ申し上げたいと思います。

それから、成績についてですけども、今回の御報告とは別に、人事評価というのを行ってございまして、成績に基づく昇給というのもきちんとシステムとしてやっております。

以上です。

【教育長】 よろしいでしょうか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

そのとおりの回答なんですけど、中谷さんというよりも、それは全体で考えていくということをしないと、もうもたないということは、しっかり我々として考えていかないといけない。この課長がどうかではなくて、それをしっかり我々がどう考えるかというのは、やはりやっていかないといけないと思います。

ありがとうございました。

【教育長】 ほかにございますか。よろしいですか。

では、第21号議案、第22号議案について、それぞれ採決をしていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、採決いたします。

第21号議案、学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、第22号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件は原案どおり可決することと決定いたします。

次に、日程第2、報告事項1、令和6年度教育委員会行政視察について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、報告事項1、令和6年度教育委員会行政視察について御説明いたします。

資料10をお願いいたします。電子は196ページでございます。

今年、令和7年1月14日に実施いたしました行政視察でございますが、今年度、学校法人玉川学園中学部に、STEAM教育の取組について視察を行いまして、その際の成果をまとめたものでございます。

視察先の取組、そして質疑応答の内容、視察後の振り返りをまとめております。今回の行政視察の結果を、また改めて今後の行政視察先の検討等にも活用できればと考えております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

よろしいですか。

では、令和6年度教育委員会行政視察については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項2、令和6年度教育次長賞の受賞者について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 続きまして、報告事項2、令和6年度教育次長賞の受賞者について、御報告申し上げます。

資料11をお願いいたします。電子は203ページです。

教育次長賞につきましては、管理職員を除く教育委員会事務局の職員及び学校に勤務する職員が、他の模範となる功績を残したとき、その功労に対する褒賞を行うことにより、職員のモラルアップを図り、もって職員の資質の向上を図り、組織の活力増進に資することを目的に毎年実施をしているものでございます。

今年度の教育次長賞の対象者は、資料に記載の5名でございます。学校に勤務する職員2名、事務局の職員が3名ということで、計5名を表彰する予定であります。

なお、職、氏名、所属、表彰内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

こちらの5名の方につきましては、明日、3月25日、火曜日に表彰式を行う予定であります。

報告は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

多くの頑張っている教職員に、頑張りに賞を与えるのはいいことだと思うんですが、これは実際にはどれぐらいの学校から推薦というか、上がってきているんでしょうか。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 実際には、推薦をいただきたいということでアナウンスをしておりますが、なかなか推薦が上がってこない状況もございます。この辺りは、今後、様々な学校それぞれの取組を行っていただいている方々を含め、ぜひ積極的に推薦を上げてもらいたいという課題意識を持っております。今後は積極的にこの辺りをアナウンスして、こういう制度があるということを知っていただくことであるとか、また、推薦についても積極的に働きかけをしていきたいと、このように考えております。

以上です。

【教育長】 吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 年度当初に新しくほかの地区から来た管理職の先生とか、そういう方もいらっしゃるので、ぜひ、品川区にはこういう制度がありますよということをお早い時期にアナウンスして、推薦ができるだけ上がってくるといいなと思っています。

よろしくをお願いします。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

吉村さんがおっしゃったとおりで、現場の先生方を称える、褒めるという言い方はあれなんですけど、民間では褒める、称える、表彰する、これは非常に重要で、ここに魂が籠もっていなかったら、おまえ出しとけとか、ふーんよかったなぐらいなんですよね。

事務局の皆さんも大変だと思いますし、今までの慣習とかもあるかもしれませんので、逆効果にもなりかねない。つまり、出せと言われたから出したんだけどとか、私こういうのに選ばれたんですけど、僕は選ばれたんですけどもと言っても、うん、うん、仕事やっつけ、それは別に意味がないからみたいなことになってもあれだから、まずは教育長を筆頭に事務局というか、しっかりこれを目指すものにするんだというぐらいのところのアワードにする。例えば民間だったらリクルートとか、サイバーエージェントとか、森澤さんも最近表に出て言われているので、本当にやった人が報われるんだよと。

ちょっとこれとは、内容自体は違うかも、詳しくは分かっていないんですけど、研究発表会に行ったときの、八潮学園の例えばリーダーたちとしてやってくれた数名の方々なんかは、ごめんなさい、私は全体を見ていないですから、表彰に値するのではないかと思っています。もしかしたら、ほかで表彰されているかもしれません。

なので、表彰には幾つかの意味があって、1つは称えるということ、もう一つは、例えば今回はこの5人だとして、それ以外の、仮に10人でも20人でも表彰したら、その中でコミュニティーができて、さらに横連携ができて、どういうふうに行っているの、私、僕はこういうふうに行っているんだという、その横串を刺せる、するのは教育委員会事務局、こういう本社機能というか、コーポレート機能の役割なんですよね。なので、そこを、魂を込めるという精神論だけで言っているわけではなくて、何のためにこれをやるんだというところをやらないと、お金がなかなか上がりにくい。評価ももちろんあるけれど、なかなか民間とは違うとなると、やはりこういうところで、吉村さんがおっしゃったように、

品川区はしっかりそれを称えて、やはり質が高いよねと。それを評価、ごめんなさい、しつこいですが、表彰し、横展開をしという、そのシステムが、やはり品川っていいよねというところを示すのって、そんなに難しくないと思いますので、そこは頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

では、令和6年度教育次長賞の受賞者については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項6、区立学校におけるいじめの重大事態の発生について。

本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては、会議の扱いについてどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 区立学校におけるいじめの重大事態の発生についてにつきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第2、報告事項7、区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について。

本件は、区の事務事業に係る意思形成過程における案件ですが、事務局としては、会議の扱いについてはどのように考えますか。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果についてにつきましては、内容に個人情報が含まれており、個別のいじめ事案に関する協議報告の場でもあります。したがって、公正または適正な意思決定を確保する観点から、非公開の会議とすることが適切であると判断いたします。

【教育長】 教育総合支援センター長より説明がありました。

本件は、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議とし、会議日程を変更して、全ての会議の終了後に会議を開くことといたしますが、御異議ございませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 異議なしと認め、本件についてはそのように決定いたしました。

次に、日程第2、報告事項8、子ども読書の日フェアについて、説明をお願いします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 私からは、子ども読書の日フェアにつきまして御説明申し上げます。  
資料17番を御覧いただきたいと思えます。

品川区立図書館では例年、子どもの読書活動の推進に関する法律で定められました、子ども読書の日、これは4月23日でございますが、これにちなんだ事業を開催しているところでございます。令和7年につきましては、表記のとおりのものでございますが、説明申し上げます。

1番のブックフェアでございますが、特殊本の展示を行うものでございます。全11館と、おおさきこども図書室で実施するものでございます。

それから、集合型イベントといたしましては、表記の9館で、主におはなし会、工作会など、おめくりいただきまして資料2ページでございますが、こちらはお集まりいただくようなイベントではないんですが、春にちなんだ、また、読書にちなんだものを5館にて、また、読書の秋のフェアにつきましても、表記のとおり行うものでございます。

なお、実績につきましては、2ページ目の下段でございますが、令和6年度の実績を表記しているところでございます。例年の平均よりは大きく上回っているところではございますが、出っ張り引っ込みがございまして、令和7年につきましても、しっかり管理の下、こちらの事業につきましては、子ども読書推進計画に基づく事業でもございますので、しっかり管理しつつ、推進していきたいという考えでございます。

以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

では、子ども読書の日フェアについてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、その他、令和7年4月の行事予定について、説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 では、その他、令和7年4月の行事予定について、御説明申し上げます。  
資料18をお願いいたします。

4月につきましては、定例会を2回、4月8日、火曜日、14時から、そして22日、火曜日、14時から、共に本教育委員室で定例会を予定しております。

なお、4月22日につきましては、今年の2月25日に予定があった総合教育会議も4月22日、火曜日、16時から、第五委員会室で予定というスケジュールになってございますので、御出席のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑はございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

前にも言ったかもしれないんですけど、区長部局が主に決めることだからかもしれませんが、外部の方を呼んで、しっかり良質なインプットをしているというのはいいんですが、二つクエストというか、これは絶対にやらないといけないなと思うのは、1つは、その後の意見交換とかフォローアップとか、ではどういうふうにT o・D oとして生かしていくのかというのが少な過ぎるので、皆さんの仕事を増やしてでも、しっかりその会話、

対話の量を増やさないと、良質なインプットして、例えばですけれど、変な言い方ですが、森澤さんがインプットされて、我々はインプットしたんだけど、勉強になりました、では、それはオンラインとかY o u T u b e で見ればいいんでという話なんで、まず、ディスカッションとフォローアップをしっかりとということ、これが1点目。もう一つが、森澤区長と話すという時間を設けたほうがいいと思っていて、教育長はもちろん区長と話せるわけですが、教育委員の4人なんかは話せませんから、それはもったいない。

外部からのインプットというのは、繰り返しますけれど、重要です。むしろそれが、私が見る限りでは少なかったと。ほかの1年でも、恐らくその前のときでも、なかなかかかったと思いますから、それはいいんですけど、森澤さんとちゃんと話す機会がありませんから、私もいろんな研修に行って、総合教育会議でちゃんと議論しているというところはいろいろな人から聞いていますので、森澤さん、区長部局にも改めて言っていただきたいということがあります。

以上です。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 令和6年度、本年度につきましては、新たな試みとして、教育総合会議に外部の講師をお招きして、いろいろと先駆的な取組であるとか、そういったお話を聞くということを入れてはどうかということで伺っておりますが、ただいまの委員の御指摘のように、しっかりと意見交換やその後のフォローアップであるとか、そして、何よりも区長との様々な議論、意見交換ができる場というところにつきましては、改めて教育委員からもそういった意見があるということ、リクエストといいますか、そこら辺はしっかりと共有を図った上で、当日の組立てを考えてもらえるようにお伝えしたいと思います。お預かりをさせていただきます。

以上です。

【教育長】 ほかにはよろしいですか。

では、令和7年4月の行事予定についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退出を願います。

— 了 —